

3. 活用方法

配分枠

¥76,961,000

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3													合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)		
				戦略作物							新市場 開拓用米	そば	なたね	高収益作物					その他	
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米				野菜	花き・花木	果樹				その他の 高収益作物
1	高収益作物助成1	1	10,000										2,000					2,000	2,000,000	
2	集団化助成(基幹作物)	1	3,000	37,500	8,000													46,000	13,800,000	
3	飼料用米出荷数量の安定化支援	1	0					16,500										16,500	0	
4	米粉用米出荷数量の安定化支援	1	0				500											500	0	
5	そばの作付拡大助成	1	0								160							160	0	
6	なたねの作付拡大助成	1	0									1,450						1,450	0	
7-1	小麦助成(二毛作)	2	9,000	7,500														7,500	6,750,000	
7-2	なたね(油糧用)助成(二毛作)	2	9,000									950						950	855,000	
7-3	大豆の生産性向上助成(二毛作)	2	9,000		23,000													23,000	20,700,000	
7-4	飼料作物の取組助成(二毛作)	2	9,000			700												700	630,000	
7-5	そばの取組助成(二毛作)	2	9,000								650							650	585,000	
8	特産野菜助成1	1	40,000										230					230	920,000	
9-1	特産野菜助成2(基幹作)	1	20,000										200					200	400,000	
9-2	特産野菜助成2(二毛作)	2	10,000										50					50	50,000	
10-1	わら利用(耕畜連携)	3	10,000					6,750										6,750	6,750,000	
10-2	水田放牧(耕畜連携)	3	10,000			110												110	110,000	
10-3	資源循環(耕畜連携)	3	10,000						6,500									6,500	6,500,000	
10-3	資源循環(耕畜連携)(二毛作)	4	10,000			300												300	300,000	
11	加工用米低コスト生産の取組助成	1	20,000						695									695	1,390,000	
12-1	数量助成(小麦)	1・2	8円/kg	49,500														49,500	7,582,720	
12-2	数量助成(搾油用なたね:基幹・二毛作)	1・2	8円/kg									2,400						2,400	74,400	
13	新市場開拓米の取組助成	1	0							60								60	0	
合計(基幹)※4			実面積	42,000	8,000	110	500	16,500	6,500	1,000	60	160	1,450	2,430	0	0			69,397,120	
合計(二毛作)※4			実面積	7,500	23,000	700	0	0	0	0	0	650	950	50	0	0				

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作物を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作物を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作物を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作物、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

#### 4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

追加配分の配分額に応じて、整理番号12-1、12-2にて調整を行う。  
追加配分金額により、12-1、12-2双方の満額増額が困難な場合は12-1と12-2が同額になるように調整して増額することとする。

注 転換作物拡大加算及び高収益作物等拡大加算の配分額の調整を行う場合等についても必要に応じて記載してください。

#### 5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

超過額に応じて、整理番号12-1、12-2にて調整を行う。  
調整順は整理番号12-1と12-2が同額になるように調整して減額する。

#### 6. 高収益作物について

該当なし

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	伊賀市農業再生協議会			整理番号	1	
用途名	高収益作物助成1					
対象作物	別表(野菜)にまとめる。(基幹作物)					
単 価	10,000円/10a					
課 題	地域内の直売所等(JAひぞっこ、道の駅)で地元産野菜の需要が高まっていることを受け、地域内農地のうち中山間地域の小規模な水田など麦、大豆等の不適地にも有効である野菜・雑穀等の作付を推奨し、収益力の向上を目指す。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積(a) (助成対象面積)	目標	-	2,000	2,100	2,200
		実績	1,707			
内 容	助成対象者が、助成対象水田で助成対象作物を生産した場合、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農</p> <p>2 助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田とする</p> <p>3 その他要件 出荷・販売されていること。</p>					
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者 営農計画書により対象作物の作付計画を確認する。</p> <p>2 助成対象水田 助成対象水田については、水田台帳等の公的資料で確認する。</p> <p>3 その他要件 助成対象作物の出荷販売伝票等にて確認する。 水田活用の直接支払交付金の確認事項に準ずる</p>					
成果等の 確認方法	令和3年12月までに、水田台帳等の公的資料により作付面積を確認する。					
備考	キャベツ、カボチャについて作付面積10a以上の生産者については県配分枠より交付するため助成対象としない。ナバナ、露地アスパラについては県配分枠と重複交付できる。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

別表  
高収益作物助成対象作物一覧

助成 枠	作物名		助成単価
高 収 益 作 物 助 成 1	野菜	イガムラサキ、イセイモ、イチゴ(イチゴ苗含む)、インゲン(青さや含む)、ウリ類(しろ・まくわ・にが等)、エゴマ、エダマメ、エンドウ(グリーンピース、青さや含む)、オクラ、カブ、カボチャ、カリフラワー、甘藷(さつまいも)、キヌサヤ、キャベツ、キュウリ、クワイ、ケール、小松菜、コモチカンラン(メキャベツ)、ゴボウ、サトイモ、シソ、ジャガイモ、シュンギク、食用菊、ショウガ、ジネンジョ、スイカ、ズイキ、セリ、セルリー、ダイコン、タカナ、タマネギ、チンゲンサイ、漬け菜類(アサマコナ等)、トウガラシ(シトウ含む)、トマト、トウモロコシ(未成熟)、ナガイモ、ナス、菜っ葉、ニラ、ニンジン、ニンニク、ネギ(白ネギ、葉ネギ)、ハクサイ、葉ショウガ、畑ワサビ、パセリ、ピーマン、フキ、ブロッコリー、ソラマメ(成熟・未成熟)、ミズナ、ミツバ、ミヨウガ、メロン、モロヘイヤ、レタス、レンコン、マコモ、ナバナ、露地アスパラ、ホウレンソウ	10,000円/10a
備考	キャベツ、カボチャについて作付面積10a以上の生産者については県配分枠より交付 ナバナ、露地アスパラについては県配分枠と重複交付可能		

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	伊賀市農業再生協議会			整理番号	2-1	
使途名	集団化助成(基幹作物)					
対象作物	小麦(基幹作物)					
単 価	3,000円/10a					
課 題	水田の高度利用として有効な小麦は販売農家・集落営農組織の経営の柱となっている。これまでの取り組みにより、従来の規模要件は概ね定着が図られているが、機械の共同利用、施肥施用材の一括購入などによる販売農家・集落営農組織の生産コストの低減を図るため、団地化、農地集積をさらに進める必要がある。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	小麦(基幹作)作付面積(a)	目標	-	42,000	42,500	43,000
		実績	41,613			
	助成要件の達成面積(a)	目標	-	37,500	38,500	39,500
		実績	35,196			
	1経営体当たり栽培面積(a)	目標	-	930	940	950
実績		926				
内 容	助成対象者が助成対象水田で団地化又は集積を行った場合、作付面積に対して助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農で集団化に取り組む旨を申請した個人及び団体 ※集団化取組申請書の提出により申請を確認する</p> <p>2 助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田とする</p> <p>3 その他要件 ○規模要件 ・団地化型: 4. 75ha以上の畑作連担団地(おおむね一辺を接している農地のまとまり)、または集落内で1ha以上の畑作連担団地を1以上形成し、その合計面積がその集落の水田における主食用米以外の作物の作付面積の2/3以上である連担団地内の対象作物に対してのものであること。 ・集積型: 集落営農体や認定農業者への主要作業が次の要件を満たす受委託等により集積していること。 認定農業者に集積: 対象作物で3. 75ha以上かつ1作物1ha以上の集積 集落営農体に集積: 対象作物で4. 75ha以上かつ1作物1ha以上の集積 (中山間地は、面積要件4. 75(3. 75)ha×5/8に緩和の特例あり) (特定農山村法、山林振興法、棚田地域振興法、三重県の定める特認地域、または農林業センサスにおける中山間地域)</p>					
取組の確認方法	<p>1 助成対象者 営農計画書により対象作物の作付計画を確認する。 集団化取組申請書にて確認する。 助成対象作物の出荷販売伝票等にて確認する。</p> <p>2 助成対象水田 助成対象水田については、水田台帳等の公的資料で確認する。</p> <p>3 規模要件 集積面積については水田台帳等の公的資料で確認する。 また現地において作付状況及び面積を確認する。 但し、共済細目書等の公的資料で確認できる場合はそれにより行う。 水田活用の直接支払交付金の確認事項に準ずる</p>					
成果等の確認方法	令和3年9月までに、水田台帳等の公的資料により作付面積を確認する。					
備考	整理番号12-1の対象となる場合、重複交付できる。 2019年度より各規模要件を0. 25ha/年ずつ増加					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	伊賀市農業再生協議会	整理番号	2-2			
使途名	集団化助成(基幹作物)					
対象作物	大豆(基幹作物)					
単 価	3,000円/10a					
課 題	水田の高度利用として有効な大豆は販売農家・集落営農組織の経営の柱となっている。主に豆腐や納豆原料に使用され需要が高いものの、平均単収が全国平均よりも低いため、単収の向上を図るとともに、機械の共同利用、施肥施用材の一括購入などによる販売農家・集落営農組織の生産コストの低減を図るため、団地化、農地集積をさらに進める必要がある。					
目 標	大豆(基幹作)作付面積(a)	目標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	-	10,000	10,500	11,000
	助成要件の達成面積(a)	目標	-	8,000	8,500	9,000
		実績	7,179	5,558		
	1経営体当たり栽培面積(a)	目標	-	480	500	520
		実績	463			
内 容	助成対象者が助成対象水田で団地化又は集積を行った場合、作付面積に対して助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農で集団化に取り組む旨を申請した個人及び団体 ※集団化取組申請書の提出により申請を確認する</p> <p>2 助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田とする</p> <p>3 その他要件 ○規模要件 ・団地化型: 4. 75ha以上の畑作連担団地(おおむね一辺を接している農地のまとまり)、または集落内で1ha以上の畑作連担団地を1以上形成し、その合計面積がその集落の水田における主食用米以外の作物の作付面積の2/3以上である連担団地内の対象作物に対してのものであること。 ・集積型: 集落営農体や認定農業者への主要作業が次の要件を満たす受委託等により集積していること。 認定農業者に集積: 対象作物で3. 75ha以上かつ1作物1ha以上の集積 集落営農体に集積: 対象作物で4. 75ha以上かつ1作物1ha以上の集積 (中山間地は、面積要件4. 75(3. 75)ha×5/8に緩和の特例あり) (特定農山村法、山林振興法、棚田地域振興法、三重県の定める特認地域、または農林業センサスにおける中山間地域)</p>					
取組の確認方法	<p>1 助成対象者 集団化取組申請書にて確認する。 助成対象作物の出荷販売伝票等にて確認する。</p> <p>2 助成対象水田 助成対象水田については、水田台帳等の公的資料で確認する。</p> <p>3 規模要件 集積面積については水田台帳等の公的資料で確認する。 また現地において作付状況及び面積を確認する。 但し、共済細目書等の公的資料で確認できる場合はそれにより行う。 水田活用の直接支払交付金の確認事項に準ずる</p>					
成果等の確認方法	令和3年9月までに、水田台帳等の公的資料により作付面積を確認する。					
備考	2019年度より各規模要件を0. 25ha/年ずつ増加					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	伊賀市農業再生協議会			整理番号	2-3	
使途名	集団化助成(基幹作物)					
対象作物	なたね(油糧用)(基幹作物)					
単 価	3,000円/10a					
課 題	水田の高度利用として有効なたね(油糧用)は「伊賀市菜の花プロジェクト」として、伊賀地域管内で生産を推進しており、生産されたなたねについては、大山田農林業公社へ集荷している。なたねから精製した菜種油は地域の特産品として販売されていることから生産面積の拡大が課題である。搾油用なたねの生産に取り組む販売農家、集落営農の生産コストの低減を図るため、団地化、農地集積をさらに進める必要がある。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	なたね(基幹作物)作付面積(a)	目標	-	1,450	1,500	1,550
		実績	1,427			
	助成要件の達成面積(a)	目標	-	500	550	600
実績		478				
内 容	助成対象者が助成対象水田で団地化又は集積を行った場合、作付面積に対して助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農で集団化に取り組む旨を申請した個人及び団体 ※集団化取組申請書の提出により申請を確認する</p> <p>2 助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田とする</p> <p>3 その他要件 ○規模要件 ・団地化型:4. 75ha以上の畑作連担団地(おおむね一辺を接している農地のまとまり)、または集落内で1ha以上の畑作連担団地を1以上形成し、その合計面積がその集落の水田における主食用米以外の作物の作付面積の2/3以上である連担団地内の対象作物に対してのものであること。 ・集積型:集落営農体や認定農業者への主要作業が次の要件を満たす受委託等により集積していること。 認定農業者に集積:対象作物で3. 75ha以上かつ1作物1ha以上の集積 集落営農体に集積:対象作物で4. 75ha以上かつ1作物1ha以上の集積 (中山間地は、面積要件4. 75(3. 75)ha×5/8に緩和の特例あり) (特定農山村法、山林振興法、棚田地域振興法、三重県の定める特認地域、または農林業センサスにおける中山間地域)</p>					
取組の確認方法	<p>1 助成対象者 集団化取組申請書にて確認する。 助成対象作物の出荷販売伝票等にて確認する。</p> <p>2 助成対象水田 助成対象水田については、水田台帳等の公的資料で確認する。</p> <p>3 規模要件 集積面積については水田台帳等の公的資料で確認する。 また現地において作付状況及び面積を確認する。 但し、共済細目書等の公的資料で確認できる場合はそれにより行う。 水田活用の直接支払交付金の確認事項に準ずる</p>					
成果等の確認方法	令和3年9月までに、水田台帳等の公的資料により作付面積を確認する。					
備考	<p>整理番号7-2、12-2の対象となる場合、重複交付できる。</p> <p>2019年度より各規模要件を0. 25ha/年ずつ増加</p>					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	伊賀市農業再生協議会		整理番号	3		
使途名	飼料用米出荷数量の安定化支援					
対象作物	飼料用米(複数年契約)					
単 価	12,000円/10a					
課 題	飼料用米について、飼料工場、畜産農家等の需要者から、「安定的に供給して欲しい」という声があることから、飼料用米等が安定的に供給されるよう産地を誘導するため、複数年契約となるように推進していく必要がある。また、飼料用米については、生産コストの削減を図るため、併せて土づくり、多収品種の推進など生産性向上の取組を行うことが重要である。					
目 標	(a, t)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	飼料用米	複数年契約取組面積・数量	目標 -	16500・855	17000・860	17500・865
			実績 15954・839	-	-	-
	作付面積・数量	目標 -	21000・860	21500・865	22000・870	
実績 20000・855		-	-	-	-	
内 容	需要者との複数年契約(3年以上)に基づき、飼料用米を作付けする取組を支援する。					
具体的要件	<p>1 需要者側(需要者又は実需者団体)へ出荷・販売を目的として、以下の要件を満たす3年以上の複数年契約(令和2年産から新たに結んだ令和4年産までの3年分を含むものまたは、令和3年産から新たに結んだ令和5年産までの3年分を含むもの)に基づき、対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農(複数年契約に係る新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画に位置付けられた者)による取組であること。</p> <p>① 生産者側(生産者又は生産者団体のいずれか)と需要者側(需要者又は需要者団体のいずれか)の契約であること。</p> <p>② 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格(契約価格の設定方法を含む)が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。</p> <p>③ 複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。</p> <p>2 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること。</p> <p>3 飼料用米については、生産性向上のための課題に対する取組として、別紙の取組のうち1つ以上に 取り組むこと。</p> <p>4 飼料用米を自らの畜産経営に供する目的で生産する者又は、米粉用米を自家加工品(販売目的)の製造原料に供する目的で生産する者が行う取組についても、3年以上確実に取り組む場合には支援対象とする。</p>					
取組の確認方法	<p>○以下の書類及び現地確認により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書及び営農計画書</li> <li>・新規需要米取組計画書又は生産製造連携事業計画及びその添付書類(新規需要米出荷契約数量等、農業者別一覧表、複数年契約に係る販売契約書等)</li> <li>・販売伝票、作業日誌等の収穫・出荷・販売を行ったことがわかる書類</li> <li>・別紙の生産性向上の取組を行ったことがわかる書類</li> <li>・新規需要米自家加工販売計画書(自家加工の場合)</li> </ul>					
成果等の確認方法	<p>○令和3年12月までに、以下の書類等により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組面積: 支払対象面積</li> <li>・作付面積・数量: 新規需要米認定結果報告書又は生産製造連携事業計画に係る認定通知書</li> </ul>					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。



産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	伊賀市農業再生協議会		整理番号	4			
使途名	米粉用米出荷数量の安定化支援						
対象作物	米粉用米(複数年契約)						
単 価	12,000円/10a						
課 題	伊賀地域管内では主食用水稲からの転換作物として米粉用米の導入を推進している。需要者から米粉用米の生産数量安定化の強い要望があり、また米粉用米の安定した供給が強く望まれている。現状、実需に応じた生産量の確保ができていないため、生産者と実需者、集出荷団体との複数年出荷契約等の取組を進め、実需に見合った生産量を確保する必要がある。併せて土づくり、多収品種の推進など生産性向上の取組を行うことが重要である。						
目 標	(a、t)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	米粉用米	複数年契約取組面積・数量	目標 実績	- 98・5	500・25 -	550・27 -	600・30 -
		作付面積・数量	目標 実績	- 1212・63	1400・70 -	1450・72 -	1500・75 -
	内 容						
内 容	需要者との複数年契約(3年以上)に基づき、米粉用米を作付けする取組を支援する。						
具体的要件	<p>1 需要者側(需要者又は実需者団体)へ出荷・販売を目的として、以下の要件を満たす3年以上の複数年契約(令和2年産から新たに結んだ令和4年産までの3年分を含むものまたは、令和3年産から新たに結んだ令和5年産までの3年分を含むもの)に基づき、対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農(複数年契約に係る新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画に位置付けられた者に限る。)による取組であること。</p> <p>① 生産者側(生産者又は生産者団体のいずれか)と需要者側(需要者又は需要者団体のいずれか)の契約であること。</p> <p>② 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格(契約価格の設定方法を含む)が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。</p> <p>③ 複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。</p> <p>2 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること。</p>						
取組の確認方法	<p>○以下の書類及び現地確認により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書及び営農計画書</li> <li>・新規需要米取組計画書又は生産製造連携事業計画及びその添付書類(新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表、複数年契約に係る販売契約書等)</li> <li>・販売伝票、作業日誌等の収穫・出荷・販売を行ったことがわかる書類</li> <li>・別紙の生産性向上の取組を行ったことがわかる書類</li> </ul>						
成果等の確認方法	<p>○令和3年12月までに、以下の書類等により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取組面積:支払対象面積</li> <li>・作付面積・数量:新規需要米認定結果報告書又は生産製造連携事業計画に係る認定通知書</li> </ul>						
備考							

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

(別紙)

## 生産性向上のための取組

取組内容	備考
多収品種の導入	・種子購入伝票 ・(自家採種の場合)自家採種の種子による取組申請書(平成31年度要綱の様式を流用)
不耕起田植技術	・作業日報 ・作業の様子がわかる写真
育苗・移植作業の省力化 (直は栽培、乳苗移植、プール育苗、密苗栽培、疎植栽培)	・作業日報 ・作業の様子がわかる写真
土づくり (堆肥の施用、ケイ酸質資材の施用)	・資材購入伝票 ・作業日報 ・作業の様子がわかる写真 ・(作業委託の場合)作業委託契約書
肥料の低コスト化、省力化 (土壌分析・生育診断を踏まえた施肥、流し込み施肥、側条施肥)	・土壌分析結果証明書 ・資材購入伝票 ・作業日報 ・作業の様子がわかる写真 ・(作業委託の場合)作業委託契約書
農薬の低コスト化、省力化 (種子の温湯消毒、農薬の苗箱播種同時処理、農薬の田植同時処理、共同防除)	・(購入苗の場合)苗の購入伝票 ・(購入苗の場合)温湯消毒、苗箱播種同時処理等を行ったことがわかる書類 ・田植同時処理の登録がある農薬の購入伝票 ・作業日報 ・作業の様子がわかる写真 ・(作業委託の場合)作業委託契約書
立毛乾燥	・作業日報 ・収穫時水分記録簿 ・作業の様子がわかる写真
担い手が行う取組	農地中間管理機構の借受者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体
集積・団地化	・地図等団地化の状況が確認できる書類
施設・機械の共同利用	・機械利用組合の組合員名簿等 ・利用明細書
収穫・流通体制の改善 (フレコン・バラ出荷、オペレータやコントラクタ等への作業委託)	・収穫・流通の様子がわかる写真 ・(作業委託の場合)作業委託契約書
地域内流通	伊賀市内の需要者への出荷

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	伊賀市農業再生協議会		整理番号	5		
使途名	そば(基幹)の作付拡大					
対象作物	そば(基幹)					
単 価	20,000円/10a					
課 題	伊賀地域管内において、主食用水稲からの転作作物としてそばの作付けを推奨している。収穫されたそばは管内の道の駅で観光客向けのそば打ち体験や加工後、直売所等へ出荷され地域の特産品となっているため、需要者からの要望もあり生産量の向上を図る必要がある。また獣害を受けにくいことから麦・大豆不適地にも有効であり、管内の作付拡大を図る。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積(a)	目標	-	160	165	170
		実績	152			
内 容	助成対象者が、そばを生産した場合、そばの作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 そばの生産に取り組む販売農家又は集落営農</p> <p>2 助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田とする</p> <p>3 その他要件 実需者へ販売することあるいは自家加工して販売すること (農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること)</p>					
取組の確認方法	<p>1 助成対象者および助成対象水田 水田台帳、営農計画書等の書類で確認</p> <p>2 対象作物 作付について、現地確認及び種子購入伝票、作業日誌等で確認</p> <p>3 その他要件 ・売渡が確認できる出荷・販売伝票等 ・は種前契約書もしくは様式第9-4号「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売) 計画書兼出荷・販売等実績報告書」 ・自家加工の場合は、原料使用簿、加工品製造販売台帳、出荷伝票等 ・水田活用の直接支払交付金の確認事項に準ずる</p>					
成果等の確認方法	<p>令和4年3月までに以下の方法で確認する。</p> <p>・助成対象面積を集計</p>					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	伊賀市農業再生協議会			整理番号	6	
用途名	なたね(基幹)の作付拡大					
対象作物	なたね(油糧用)(基幹)					
単 価	20,000円/10a					
課 題	<p>なたね(油糧用)は「伊賀市菜の花プロジェクト」として、伊賀地域管内で生産を推進しており、生産されたなたねについては、大山田農林業公社へ集荷している。なたねから精製した菜種油は地域の特産品として販売されていることから生産面積の拡大が課題である。現在の作付けは主に水稲後の二毛作により取組まれているため、増産を目的に定着度の低い基幹作の推奨が課題となる。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	なたね作付面積 (a)	目標	-	2,400	2,450	2,550
		実績	2,308			
	うち基幹作(a)	目標	-	1,450	1,500	1,550
実績		1,427				
内 容	助成対象者が、なたね(基幹作物)の取組みを行った場合、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 なたね(油糧用)の生産に取り組む販売農家又は集落営農</p> <p>2 助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田とする</p> <p>3 その他要件 実需者へ販売することあるいは自家加工して販売すること (農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること)</p>					
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者および助成対象水田 水田台帳、営農計画書等の書類で確認</p> <p>2 対象作物 作付について、現地確認及び種子購入伝票、作業日誌等で確認</p> <p>3 その他要件 ・売渡が確認できる出荷・販売伝票等 ・実需者との「は種前契約書」もしくは様式第9-4号「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売) 計画書兼出荷・販売等実績報告書」 ・自家加工の場合は、原料使用簿、加工品製造販売台帳、出荷伝票等 ・水田活用の直接支払交付金の確認事項に準ずる</p>					
成果等の 確認方法	<p>令和4年3月までに以下の方法で確認する。</p> <p>・助成対象面積を集計</p>					
備考	整理番号2-3、12-2の対象となる場合、重複交付できる。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	伊賀市農業再生協議会			整理番号	7-1	
使途名	麦(二毛作)の取組助成					
対象作物	麦(二毛作)(小麦、大麦、はだか麦)					
単 価	9,000円/10a					
課 題	麦は、需要が供給を上回っており実需者から増産が求められている。当協議会管内の麦は主に基幹作で取組まれているが、さらなる面積拡大のためには、二毛作による水田の高度利用が有効な手法であると考えられるため、二毛作による麦の作付けを推進する必要がある。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積(a)	目標	-	49,500	50,000	50,500
		実績	49,004			
	うち二毛作(a)	目標	-	7,500	7,600	7,700
実績		7,415				
内 容	助成対象者が麦(二毛作)を生産した場合、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 麦(二毛作)の生産に取り組む販売農家又は集落営農</p> <p>2 助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田とする</p> <p>3 その他要件 ・実需者へ販売することあるいは自家加工して販売すること (農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること)</p>					
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者および助成対象水田 水田台帳、営農計画書等の書類で確認</p> <p>2 対象作物 作付について、現地確認及び種子購入伝票、作業日誌等で確認</p> <p>3 その他要件 ・売渡が確認できる出荷・販売伝票等 ・実需者との「は種前契約書」もしくは様式第9-4号「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売) 計画書兼出荷・販売等実績報告書」 ・自家加工の場合は、原料使用簿、加工品製造販売台帳、出荷伝票等 ・水田活用の直接支払交付金の確認事項に準ずる</p>					
成果等の 確認方法	令和3年8月までに、水田台帳等の公的資料により作付面積を確認する。					
備考	整理番号12-1の対象となる場合、重複交付できる。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	伊賀市農業再生協議会			整理番号	7-2	
用途名	なたね(油糧用)(二毛作)の取組助成					
対象作物	なたね(油糧用)(二毛作)					
単 価	9,000円/10a					
課 題	<p>菜種は「伊賀市菜の花プロジェクト」として、伊賀市として生産を推進しており、増産が必要である。増産のための面積拡大には、二毛作による水田の高度利用が有効な手法であると考えられるが、二毛作の定着度は十分とは言えずさらなる取組の推進が必要である。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	なたね作付面積 (a)	目標	-	2,400	2,470	2,550
		実績	2,308			
	なたね(二毛作) 面積(a)	目標	-	950	970	1,000
実績		881				
内 容	助成対象者がなたね(油糧用)(二毛作)を生産した場合、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 なたね(二毛作)の生産に取り組む販売農家又は集落営農</p> <p>2 助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田とする</p> <p>4 その他要件 ・実需者へ販売することあるいは自家加工して販売すること (農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること)</p>					
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者および助成対象水田 水田台帳、営農計画書等の書類で確認</p> <p>2 対象作物 作付について、現地確認及び種子購入伝票、作業日誌等で確認</p> <p>3 その他要件 ・売渡が確認できる出荷・販売伝票等 ・実需者との「は種前契約書」もしくは様式第9-4号「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売(直売所等での販売) 計画書兼出荷・販売等実績報告書」 ・自家加工の場合は、原料使用簿、加工品製造販売台帳、出荷伝票等 ・水田活用の直接支払交付金の確認事項に準ずる</p>					
成果等の 確認方法	令和3年8月までに、水田台帳等の公的資料により作付面積を確認する。					
備考	整理番号12-2の対象となる場合、重複交付できる。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	伊賀市農業再生協議会		整理番号	7-3		
用途名	大豆(二毛作)の生産性向上助成					
対象作物	大豆(二毛作)					
単 価	9,000円/10a					
課 題	水田の高度利用として有効な二毛作大豆は生産農家の経営の柱となっている。主に豆腐や納豆原料に使用され需要が高いものの、平均単収が全国平均よりも低いため、麦跡ほ場を活用した二毛作による面積拡大に加えて種子更新、適期播種、病虫害防除等基本となる栽培技術の励行により安定した高収量・高品質の生産を図る。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	大豆(二毛作) 作付面積(a)	目標	-	23,000	23,500	24,000
		実績	22,715			
	大豆単収(kg)	目標	-	76	78	80
実績		74				
内 容	助成対象者が大豆(二毛作)の高収量・高品質化に資する取り組みを行った場合、作付面積に応じて助成支援する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 経営所得安定対策制度の加入者であり、販売目的で対象作物を生産する農業者</p> <p>2 助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田とする</p> <p>3 取組要件 ・大豆の二毛作に取り組むこと 上記のほか、次のいずれかの取組を行った農業者に対して助成</p> <p>【土壌改良】 資材(石灰、堆肥等)施用 【湿害対策】 種子調湿 【病虫害防除】 種子更新、本田病虫害防除1回以上 【肥培管理、生育促進】 葉面散布、肥効調節型肥料、狭畦無中耕播種栽培の導入</p>					
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者および助成対象水田 経営所得安定対策交付申請書および水田台帳、営農計画書等の書類</p> <p>2 助成対象作物 作付について、現地確認及び種子購入伝票、作業日誌等で確認 実需者との播種前契約及び出荷数量を確認</p> <p>3 その他要件 売渡が確認できる出荷・販売伝票等 自家加工の場合は、原料使用簿、加工品製造販売台帳、出荷伝票等 種子購入伝票、作業日誌または生産履歴、資材購入伝票により取組の実施について確認 水田活用の直接支払交付金の確認事項に準ずる</p>					
成果等の 確認方法	<p>令和4年2月までに以下の方法で確認する。</p> <p>○水田台帳等の公的資料により作付面積の増減を確認する。</p> <p>○作業日誌あるいは生産履歴、種子購入伝票および資材購入伝票等で取組の実施について確認する。</p>					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	伊賀市農業再生協議会		整理番号	7-4		
用途名	飼料作物(二毛作)の取組助成					
対象作物	飼料作物(二毛作)					
単 価	9,000円/10a					
課 題	飼料作物は主に地域内の畜産農家から需要が高く増産を求められている。当協議会管内の飼料作物は主に基幹作で取組まれているが、さらなる面積拡大のためには、二毛作による水田の高度利用が有効な手法であると考えられるため、二毛作による飼料作物の作付けを推進する必要がある。また当協議会管内の麦の基幹作面積41,613aに対し麦跡の二毛作取組面積は667aであることから、麦収穫後の二毛作作物として、主に大豆不適地を中心に飼料作物の作付拡大を推進し、農業者の収益向上に資する取り組みの定着を支援する。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(二毛作)飼料作物面積(a)	目標	-	700	750	800
		実績	667			
内 容	助成対象者が、飼料作物(二毛作)を生産した場合、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 飼料作物(二毛作)の生産に取り組む販売農家又は集落営農</p> <p>2 助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田とする</p> <p>3 その他要件 ・実需者へ販売することあるいは自家利用すること (農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること)</p>					
取組の確認方法	<p>1 助成対象者および助成対象水田 水田台帳、営農計画書等の書類</p> <p>2 助成対象作物 作付について、現地確認及び種子購入伝票、作業日誌等で確認</p> <p>3 その他要件 売渡が確認できる出荷・販売伝票等 自家加工の場合は、原料使用簿、加工品製造販売台帳、出荷伝票等 水田活用の直接支払交付金の確認事項に準ずる</p>					
成果等の確認方法	令和3年8月までに、水田台帳等の公的資料により作付面積を確認する。					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。



産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	伊賀市農業再生協議会			整理番号	7-5	
使途名	そば(二毛作)の取組助成					
対象作物	そば(二毛作)					
単 価	9,000円/10a					
課 題	<p>二毛作は水田の高度利用として有効な手法であるが、当協議会管内ではそばの二毛作は十分定着していない。一方、そばは実需者への販売や自家加工の取組みが行われているが、生産量が少なく、増産が求められている。</p> <p>そこで、麦収穫後の二毛作物として、主に大豆不適地を中心にそばの作付け拡大を推進し、農業者の収益向上に資する取組みの定着を支援する。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	麦(基幹作)栽培面積(a)	目標	-	42,000	42,500	43,000
		実績	41,613			
	(二毛作)そば面積(a)	目標	-	650	660	670
実績		571				
内 容	助成対象者が、そば(二毛作)を生産した場合、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 そば(二毛作)の生産に取り組む販売農家又は集落営農</p> <p>2 助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田とする</p> <p>3 その他要件 ・実需者へ販売することあるいは自家加工して販売すること (農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること)</p>					
取組の確認方法	<p>1 助成対象者および助成対象水田 水田台帳、営農計画書等の書類</p> <p>2 助成対象作物 作付について、現地確認及び種子購入伝票、作業日誌等で確認</p> <p>3 その他要件 売渡が確認できる出荷・販売伝票等 自家加工の場合は、原料使用簿、加工品製造販売台帳、出荷伝票等 水田活用の直接支払交付金の確認事項に準ずる</p>					
成果等の確認方法	令和3年8月までに、水田台帳等の公的資料により作付面積を確認する。					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	伊賀市農業再生協議会			整理番号	8	
使途名	特産野菜助成1					
対象作物	施設アスパラガス					
単 価	40,000円/10a					
課 題	園芸作物の中でも市場評価が高く、また地域で作付を推奨している品目であることから水田の高度利用に関し有効であると考えられる。また産地としての需要が高く市場より増産を求められているが、現状の生産量では需要にこたえられない為、栽培面積の拡大が必要である。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積(a)	目標	-	230	240	250
		実績	202			
内 容	助成対象者が、対象作物を生産した場合、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農</p> <p>2 助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田とする</p> <p>3 その他要件 出荷・販売されていること。但し、新規作付年度で収穫不可能な場合は、通常の出荷・販売管理を行うことを要件に、出荷・販売を要件としない。</p>					
取組の確認方法	<p>1 助成対象者および助成対象水田 水田台帳、営農計画書等の書類</p> <p>2 助成対象作物 作付について、現地確認及び種苗購入伝票、作業日誌等で確認</p> <p>3 その他要件 売渡が確認できる出荷・販売伝票等 新規作付年度については、種苗購入伝票および肥料等購入伝票、作業日誌等で確認 水田活用の直接支払交付金の確認事項に準ずる</p>					
成果等の確認方法	令和4年3月までに以下の方法で確認する。 ・交付対象面積を集計					
備考						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	伊賀市農業再生協議会			整理番号	9	
用途名	特産野菜助成2					
対象作物	白ネギ(基幹作・二毛作)					
単 価	(基幹作物)白ネギ20,000円/10a (二毛作)10,000円/10a					
課 題	園芸作物の中でも市場評価が高く、また地域で作付を推奨している品目であることから水田の高度利用に関し有効であると考えられる。また産地としての需要が高く市場より増産を求められているが、現状の生産量では需要にこたえられない為、栽培面積の拡大が必要である。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積(a) (基幹)	目標	-	200	250	300
		実績	176			
	作付面積(a) (二毛作)	目標	-	50	60	70
実績		0				
内 容	助成対象者が、助成対象作物を生産した場合、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 助成対象者 対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農</li> <li>2 助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田とする</li> <li>3 その他要件 出荷・販売されていること。</li> </ol>					
取組の 確認方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 助成対象者および助成対象水田 水田台帳、営農計画書等の書類</li> <li>2 助成対象作物 作付について、現地確認及び種子購入伝票、作業日誌等で確認</li> <li>3 その他要件 売渡が確認できる出荷・販売伝票等 自家加工の場合は、原料使用簿、加工品製造販売台帳、出荷伝票等 水田活用の直接支払交付金の確認事項に準ずる</li> </ol>					
成果等の 確認方法	令和4年3月までに以下の方法で確認する。 ・交付対象面積を集計					
備 考	県配分枠と重複交付可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	伊賀市農業再生協議会		整理番号	10-1		
用途名	わら利用(耕畜連携)					
対象作物	わら専用稲及び飼料用米(わら利用)					
単 価	10,000円/10a					
課 題	当協議会管内は、ブランド牛「伊賀牛」の産地であり、県内有数の畜産地帯である。畜産農家からは、安全安心で安価な国産飼料が求められているが、わら専用稲および飼料用米(わら利用)は定着していない。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	対象作物生産面積 (a)	目標	-	23,500	24,000	24,000
		実績	23,225			
	対象作物生産面積 のうちわら利用 取組面積(a)	目標	-	6,750	7,000	7,200
実績		6,038				
内 容	助成対象者が、取組を実施した場合、取組面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農</p> <p>2 助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田とする</p> <p>3 その他要件 (1)わら利用 新規需要米取組計画および利用供給協定に基づき実施するわら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たすこと。 ① 当年産において、わら専用稲及び飼料用米の作付が行われる水田であること。 ② そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付けであること。 ③ 刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること。</p>					
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者および助成対象水田 水田台帳、営農計画書等の書類、利用供給協定書</p> <p>2 助成対象作物 作付について、現地確認及び種子購入伝票、作業日誌等で確認</p> <p>3 その他要件 新規需要米取組計画の認定を受けていること 利用供給協定書に基づく取組が確認できる出荷・販売伝票等、写真、作業日誌等 平成28年度までの耕畜連携助成要件及び水田活用の直接支払交付金の確認事項に準ずる</p>					
成果等の 確認方法	<p>令和3年8月までに以下の方法で確認する。 ○当協議会管内の対象作物生産面積は、東海農政局等より取組計画認定書類等の提供を受けて確認する。 ○対象作物生産面積のうち取組面積は、生産農家から提出された資料等で確認する。</p>					
備考	整理番号10-2、10-3の対象となる場合、重複交付はできない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	伊賀市農業再生協議会		整理番号	10-2		
用途名	水田放牧(耕畜連携)					
対象作物	飼料作物(水田放牧)					
単 価	10,000円/10a					
課 題	当協議会管内は、ブランド牛「伊賀牛」の産地であり、県内有数の畜産地帯である。飼料価格の高騰により、畜産農家からは、安全安心で安価な国産飼料が求められている。畜産農家の高齢化また子牛価格の高騰などもあり低コストで子牛を育成できる水田放牧の仕組みの拡大が課題である。					
目 標	飼料作物生産面積 (a)	目 標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実 績	-	28,000	28,500	29,000
	飼料作物生産面積 のうち水田放牧 取組面積(a)	目 標	-	110	120	130
		実 績	84			
内 容	助成対象者が、取組を実施した場合、取組面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農</p> <p>2 助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田とする</p> <p>3 その他要件 (1)水田放牧(水田における牛の放牧の取組) 利用供給協定に基づき実施する飼料作物の作付水田における牛の放牧の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たすこと。 ① 当該年度における放牧の取組であること。 ② 1ha当たりの放牧頭数が成牛換算で2頭以上であること。 ③ 対象牛は、おおむね24か月齢以上の成牛又は8か月齢以上の育成牛であること。 ④ 地域における適正な放牧密度により放牧が実施されるものであり、かつ、1ha当たり延べ放牧頭数が180頭日以上であること。</p>					
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者および助成対象水田 水田台帳、営農計画書等の書類、利用供給協定書</p> <p>2 助成対象作物 作付について、現地確認及び種子購入伝票、作業日誌等で確認</p> <p>3 その他要件 利用供給協定書に基づく取組が確認できる出荷・販売伝票等、写真、作業日誌等 平成28年度までの耕畜連携助成要件及び水田活用の直接支払交付金の確認事項に準ずる</p>					
成果等の 確認方法	<p>令和3年8月までに以下の方法で確認する。 ○当協議会管内の対象作物生産面積は、東海農政局等より取組計画認定書類等の提供を受けて確認する。 ○対象作物生産面積のうち取組面積は、生産農家から提出された資料等で確認する。</p>					
備考	整理番号10-1、10-3の対象となる場合、重複交付はできない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	伊賀市農業再生協議会		整理番号	10-3		
使途名	資源循環(耕畜連携)					
対象作物	粗飼料作物等(資源循環)					
単 価	10,000円/10a					
課 題	当協議会管内は、ブランド牛「伊賀牛」の産地であり、県内有数の畜産地帯である。飼料価格の高騰により、畜産農家からは、安全安心で安価な国産飼料が求められている経緯からWCSおよび飼料作物等の栽培、二毛作を推奨していることにより地力の消耗が懸念される。そのため、作物の収量の安定、生産性の向上を図る観点からも消耗した地力を補うため、畜産農家と連携した堆肥散布の推奨が必要である。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	対象作物生産面積 (a)	目標	-	8,800	8,900	9,000
		実績	8,789			
	対象作物生産面積 のうち資源循環 取組面積(a)	目標	( )内二毛作	6,800(300)	7,000(400)	7,200(500)
実績		6,346				
内 容	助成対象者が、取組を実施した場合、取組面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農</p> <p>2 助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田とする</p> <p>3 その他要件 水田で生産された粗飼料作物等(WCS、飼料作物)の供給を受けた家畜の排せつ物から生産されたたい肥を粗飼料作物等を作付けする又は作付けした水田に施肥する取組であって、次に掲げる事項のすべてを満たすこと。</p> <p>① 当該年度におけるたい肥の散布の取組であること。</p> <p>② 散布されるたい肥が、新規需要米取組計画および利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。</p> <p>③ たい肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者であること。</p> <p>④ 同一年度において他に水田へのたい肥散布の取組による助成を受けない水田であること。</p> <p>⑤ たい肥の散布量が10a当たりで2t又は4m<sup>3</sup>以上であること。</p>					
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者および助成対象水田 水田台帳、営農計画書等の書類、利用供給協定書</p> <p>2 助成対象作物 作付について、現地確認及び種子購入伝票、作業日誌等で確認</p> <p>3 その他要件 新規需要米取組計画および利用供給協定書に基づく取組が確認できる出荷・販売伝票等、写真、作業日誌等 平成28年度までの耕畜連携助成要件及び水田活用の直接支払交付金の確認事項に準ずる</p>					
成果等の 確認方法	<p>令和3年8月までに以下の方法で確認する。</p> <p>○当協議会管内の対象作物生産面積は、東海農政局等より取組計画認定書類等の提供を受けて確認する。</p> <p>○対象作物生産面積のうち取組面積は、生産農家から提出された資料等で確認する。</p>					
備考	整理番号10-1、10-2の対象となる場合、重複交付はできない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	伊賀市農業再生協議会			整理番号	11	
用途名	加工用米低コスト生産の取組助成					
対象作物	加工用米(基幹のみ)					
単 価	20,000円/10a					
課 題	<p>これまで、食料自給率の向上や農業者所得向上を図るために麦、大豆等を推進してきた。しかし、当協議会管内には麦大豆の不適地もあり、新規需要米の取組を推進する必要がある。</p> <p>国内の主食用米需要量が毎年減少していく中、新規需要米のうち加工用米として、内外のコメの新市場の開拓を図る取組を推進する必要がある。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	対象作物面積(a)	目標		2830	2900	3000
		実績	2830			
	加工用米低コスト 生産の取組面積 (a)	目標	-	695		
実績		-				
内 容	助成対象者が、取組を実施した場合、取組面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 令和3年度水田リノベーション事業の申請をした方(対象者:15名)</p> <p>2 助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田とする</p> <p>3 その他要件 加工用米・新規需要米取組計画の認定を受けること 実需者へ販売すること 水田リノベーション事業に準じた低コスト生産の取組を3つ行うこと</p>					
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者 加工用米・新規需要米取組計画 等</p> <p>2 助成対象水田 水田台帳、水稻共済細目書、営農計画書等の書類</p> <p>3 助成対象作物 新規需要米取組計画にて確認する</p> <p>4 その他要件 売り渡しが確認できる出荷・販売伝票等 水田活用の直接支払交付金の確認事項に準ずる</p>					
成果等の 確認方法	令和3年8月までに地域農業再生協議会管内の対象作物生産面積を東海農政局等より取組計画認定書類等の提供を受けて確認する。 低コスト生産の取組については作業日誌、写真で確認する。					
備考	令和3年度だけのメニューとする					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	伊賀市農業再生協議会			整理番号	12-1	
使途名	数量助成(小麦)					
対象作物	小麦(基幹作物、二毛作)					
単 価	8円/kg(追加配分額に応じて24円/kgを上限として単価を増額調整する。)					
課 題	伊賀地域の小麦については、パンや中華麺に使用され、需要が高いものの、単収が低く、実需者から安定した生産を強く求められている。 当協議会管内の平均単収は全国平均を下回っており、土壌改良、排水対策、本田管理の実施などによる単収向上に寄与する支援が必要である。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	小麦単収 (kg/10a)	目標	-	220	225	230
		実績	214			
	増収技術への取 組面積(a)	目標	-	49,500	50,000	50,500
実績		48,712				
内 容	助成対象者が、単収の向上に対して取組みを実施した場合、対象数量に応じて助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 認定農業者、集落営農、認定新規就農者および小麦種子生産者</p> <p>2 助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田とする</p> <p>3 助成対象数量 経営所得安定対策等実施要綱別紙2に定める数量及び小麦の種子生産数量とする</p> <p>4 その他要件 ・2021年度に畑作物の直接支払交付金で数量払の交付を受けるまたは農産物検査法第2条に基づく検査を受けた小麦の種子の数量とする。 ・下記いずれかに取り組むこと  <ul style="list-style-type: none"> <li>・暗渠または明渠による排水対策</li> <li>・土壌改良(石灰散布、堆肥散布等)</li> <li>・種子更新</li> <li>・生育状況に合わせた麦踏みの実施</li> <li>・実肥の実施(基肥一発肥料等の緩効性肥料の活用を含む)</li> </ul> </p>					
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者および助成対象水田 水田台帳、営農計画書等の書類</p> <p>2 助成対象作物 作付について、現地確認及び種子購入伝票、作業日誌等で確認 生産履歴帳において上記要件の技術のいずれかの実施が確認できること</p> <p>3 その他要件 売渡が確認できる出荷・販売伝票等 水田活用の直接支払交付金の確認事項に準ずる</p>					
成果等の 確認方法	令和3年8月までに、水田台帳等の公的資料により作付面積の増減を確認する。 集出荷団体および生産者より提供された資料にて単収の増減を確認する。					
備考	整理番号2-1、7-1の対象となる場合、重複交付できる。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。



産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	伊賀市農業再生協議会				整理番号	12-2
用途名	数量助成(なたね)					
対象作物	なたね(油糧用)(基幹作物、二毛作)					
単 価	8円/kg(追加配分額に応じて24円/kgを上限として単価を増額調整する。)					
課 題	<p>なたね(油糧用)は「伊賀市菜の花プロジェクト」として、伊賀地域管内で生産を推進しており、販売農家、集落営農の経営の柱となっている。生産されたなたねについては、大山田農林業公社へ集荷しており、地域の特産品として販売されていることから安定した生産数量の確保が課題であり、適正な生育管理や排水対策などによって増収を目指す。また、なたねの出荷数量に応じた助成を実施することにより、出荷量の増が収益増につながるしくみを構築することで、増産による生産性向上の動機付けとなるようにする必要がある。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	なたね単収 (kg/10a)	目標	-	52	54	55
		実績	51			
	増収技術への取 組面積(a)	目標	-	2,400	2,470	2,550
実績		2,308				
内 容	助成対象者が、取組を実施した場合、対象数量に応じて助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落営農</p> <p>2 助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田とする</p> <p>3 助成対象数量 経営所得安定対策等実施要綱別紙2に定める数量及びなたねの種子生産数量とする</p> <p>4 その他要件 ・生産圃場において適正な生育管理(適期施肥、防除など)が認められること ・生産圃場、もしくは生産管理の実施が確認できる書類において排水対策等の増収にかかる取組みが認められること</p>					
取組の 確認方法	<p>1 助成対象者および助成対象水田 水田台帳、営農計画書等の書類</p> <p>2 助成対象作物 作付について、現地確認及び種子購入伝票、作業日誌等で確認</p> <p>3 その他要件 売渡が確認できる出荷・販売伝票等 水田活用の直接支払交付金の確認事項に準ずる</p>					
成果等の 確認方法	令和3年8月までに、水田台帳等の公的資料により作付面積の増減を確認する。 集出荷団体および生産者より提供された資料にて単収の増減を確認する。					
備考	整理番号2-3、7-2の対象となる場合、重複交付できる。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	伊賀市農業再生協議会			整理番号	13	
使途名	新市場開拓米の取組助成					
対象作物	新市場開拓米(基幹のみ)					
単 価	20,000円/10a					
課 題	<p>これまで、食料自給率の向上や農業者所得向上を図るために麦、大豆等を推進してきた。しかし、当協議会管内には麦大豆の不適地もあり、新規需要米の取組みを推進する必要がある。</p> <p>国内の主食用米需要量が毎年減少していく中、新規需要米のうち新市場開拓米として、内外のコメの新市場の開拓を図る取組みを推進する必要がある。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	新市場開拓米取組面積(a)	目標	-	60	1,550	1,600
		実績	1496			
内 容	助成対象者が、取組を実施した場合、取組面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>1 助成対象者 新市場開拓用米の生産に取り組む販売農家又は集落営農</p> <p>2 助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田とする</p> <p>3 その他要件 新規需要米取組計画の認定を受けること 実需者へ販売すること</p>					
取組の確認方法	<p>1 助成対象者 新規需要米取組計画 等</p> <p>2 助成対象水田 水田台帳、水稻共済細目書、営農計画書等の書類</p> <p>3 助成対象作物 新規需要米取組計画にて確認する</p> <p>4 その他要件 売り渡しができる出荷・販売伝票等 水田活用の直接支払交付金の確認事項に準ずる</p>					
成果等の確認方法	令和3年8月までに地域農業再生協議会管内の対象作物生産面積を東海農政局等より取組計画認定書類等の提供を受けて確認する。					
備考	水田リノベーション事業と重複交付できない					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付して下さい。